

令和5年4月28日

新型コロナウイルス5類移行に伴う利用条件の変更について
(5月8日以降の旅行・宿泊分)

このたび、国における新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行を受けて、令和5年5月8日以降、「ひょうごを旅しようキャンペーン・ワイド」における利用条件を下記の通りとします。

ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

1 5月8日以降の利用条件

- 本人・居住地確認書類(免許証、健康保険証、マイナンバーカード等)の提示(原本)
- 旅行会社窓口または宿泊施設フロントでの支援金給付同意書への記入、署名

2 5月8日以降に廃止する利用条件

- ワクチン3回予防接種済証または医療機関や薬局等が発行したPCR検査等の検査結果通知書の提示